

## ◆Ⅱ期事業における要求水準及びコストのマネジメントについて

## 1. JSCによるマネジメントについて

- (1) 事業の進捗に伴い設計内容に変更が生じる場合は、受注者は変更項目のリスト（変更理由、変更概算額等を記入）を作成し、発注者及び受注者間で行う定例会議の場に提出し説明を行い、発注者はそれを確認する。
- (2) 上記リストの確認は、新国立競技場整備事業業務要求水準書（技術提案書を含むものとし、以下「要求水準書」という。）及び事業費の遵守を大前提としつつ、
  - ① 要求水準書に定める内容や、設計段階におけるワークショップ等で関係団体等と協議した内容に影響を与える変更ではないこと。
  - ② コスト縮減等を行い適切にコストコントロールされたものであること。について確認の上、当該変更の是非を総合的に判断する。
- (3) 要求水準書の第5節. 2. (1)「提案事業費の遵守」に従い、受注者は上記リストにより確認された項目を詳細な内訳書と共に、半期毎を目処に「変更金額一覧表」として取りまとめ、発注者に提出し協議を行う。なお、この時点においては、事業費が増額していないことを確認する。

## 2. アドバイザリー会議等への報告

- (1) 1. (3)により取りまとめた「変更金額一覧表」は、必要に応じてその概要を新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議（アドバイザー委員への個別説明も含む。以下同じ。）に報告し、事業費の遵守状況等の確認を受ける。
- (2) 特別な事情により事業費が大きく変動する場合、また、コストコントロール等のために業務要求水準の変更が必要となる場合等、必要な場合においては(1)によらずアドバイザー会議の確認を受ける。

以上。